20歳（はたち）になったら国民年金……

学生のみなさんへ！

二十歳以上の学生は第一号被保険者になります。

平成三年三月までは、二十歳以上の学生の皆さんは、国民年金の適用対象から除かれ任意加入とされていました。

この任意加入の手続きを行っていなかった学生は、在学中に事故などで障害基礎年金を受け取ることができませんでした。

また、将来受給することとなる老齢基礎年金は、二十歳で加入して六十歳になるまでの四十年間納めることによって満額の年金が支給される仕組みとなっていますので、学校を卒業してから年金に加入しても四十年を満たすことにならないものでした。

このような事を防ぐために、平成三年四月から学生も国民年金に当然加入することになりました。

届け出が行われませんと将来受ける年金が減額されます。

保険料

月額 **9,700円**

また、在学中の事故や病気で障害が発生しても障害基礎年金を受けることができなくなります。

加入することとなる人

大学、短期大学、各種専門学校、各種専修学校および高等学校に在学する二十歳以上の学生は、国民年金に当然加入することになります。

加入の手続き

お住まいの市町村国民年金担当窓口へお届けください。

加入の手続きはご父兄の方が代行しても結構です。

学生の保険料は親の収入によって……免除が受けられます

経済的な理由などから、どうしても保険料が納められないときは、申請をすれば保険料が免除されることがあります。

■サラリーマン世帯で4人家族（学生1人）

	国公立	私立
親と同居	年収 約 610万以下	年収 約 695万以下
親と別居	年収 約 670万以下	年収 約 755万以下

（一例）

遺族基礎年金

国民年金に加入している人や老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が亡くなった時に、その人によって生計を維持されていた十八歳未満の子（障害児は二十歳未満）を持つ妻、または十八歳未満の子に支給されます。

■受給資格

死亡日前日前の国民年金被保険者期間のうち、保険料を納めた期間、免除を受けた期間が三分の二以上あること。

死亡日が平成八年四月一日以前にある場合は、上記の要件を満たさなくても、死亡日前の一年間に保険料の納め忘れがないこと。

㈱遺族とは…被保険者の死亡当時亡くなられた夫によって生計を維持していた子のある妻、または子をいいます。

※子の無い妻には遺族基礎年金は出ません。

㈱子とは…十八歳未満の子、または二十歳未満で一級・二級の障害を持つ子をいいます。

■子のある妻が受ける場合

子の数	基本額	加算額	加算後の年金額
1人	725,300円	209,100円	934,400円
2人	725,300円	418,200円	1,143,500円
3人	725,300円	487,900円	1,213,200円

子が4人以上いるときの加算額は、1人につき69,700円

■子が受ける場合

子の数	基本額	加算額	年金額	子1人当たりの年金額
1人	725,300円		725,300円	725,300円
2人	725,300円	209,100円	934,400円	467,200円

子が3人以上いるときの加算額は、1人につき69,700円

※死亡当時胎児だった子も生計同一とみなされ遺族基礎年金が支給されます。

障害基礎年金

1級障害 725,300円
2級障害 906,600円

一家の生計を維持していた人が障害者になり、その人に18歳未満（障害者は20歳未満）の子がある場合は次の額が加算されます。

子の数	加算額
1人目 2人目	各 209,100円
3人目以降	各 69,700円

国民年金加入中に、病気やケガで障害になったときや二十歳前で障害等級表の一、二級に該当した場合支給されます。

■支給の条件

障害認定日（初診日から一年六ケ月経過した日、または症状が固定した日）に一級・二級の障害に該当している方。

保険料の納付要件をみたし、初診日前の国民年金被保険者期間のうち、納付期間、免除期間が三分の二以上ある方。また初診日が平成八年四月一日以前にある方で、初診日前の一年間に納め忘れがない方。

二十歳前に病気やケガで障害になった方で、二十歳に達した日において一級・二級の障害に当てはまる方。

障害の状態が一級・二級でなかったために障害基礎年金をうけられなかった方が、その後六十五歳になるまでに障害が悪化し、一級・二級に当てはまるようになった方。

すでにある障害の状態が一級・二級でないため障害基礎年金を受けられなかったが、新たに別の障害を持つようになり前後の障害を伴わせると、はじめて一級・二級の状態になる方。

㈱老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人が、障害者となった場合、原則として障害基礎年金は受けられません。

20歳以上60歳未満のすべての人が加入します

日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の人は、国民年金にかならず加入しなければなりません。保険料の払い方などの違いにより、次の三種類にわけられます。保険料の額は、性別、所得、年齢に関係なく一律です。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者、無職、自由業者、学生、夫の扶養になっていない奥さん

第2号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者（サラリーマンやOL）

第3号被保険者

厚生年金保険・船員保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者（サラリーマンの奥さん）

任意加入者

- 60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けていない人
- 60歳未満で厚生年金や共済年金から老齢（退職）年金を受けている人
- 海外にお住まいの日本国民（20歳以上65歳未満）

保険料の納付は？（平成4年度）

月額9,700円

国民年金保険料は基礎年金を支えるための大きな財源です。20歳から60歳までの40年間納めます。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上保険料を納めることが必要です。

保険料を納めるのが困難なときは……免除制度があります

経済的な理由などから、保険料が納められないときは、保険料が免除されることがあります。ただし年金を受けるための資格期間にはなりますが年金額は通常の3分の1になります。

法定免除	①生活保護法による生活扶助を受けている人 ②障害基礎年金または被用者年金の障害年金（1級、2級）の受給権者
申請免除	①所得の少ない人や病気やケガなどで経済的に困難な人 ②保険料の納付が困難な特別の理由のある人 ③学生であり親元に扶養されている人で親元の収入が一定基準以下の人

国民年金が発足したのは、昭和36年4月1日ですのでその時20歳以上の人は、60歳になるまで40年間加入することができません。

また、受給資格期間（25年）も満たない人もいます。それらの人には生年月日により下記の表の通り短縮期間がとられています。

年齢による受給資格期間の特例

生年月日（大正15年4月1日以降）	最低受給資格期間	加入可能年数
昭和2年4月1日以前	21年	25年
昭和3年4月1日以前	22年	26年
昭和4年4月1日以前	23年	27年
昭和5年4月1日以前	24年	28年
昭和6年4月1日以前	25年	29年
昭和7年4月1日以前		30年
昭和8年4月1日以前		31年
昭和9年4月1日以前		32年
昭和10年4月1日以前		33年
昭和11年4月1日以前		34年
昭和12年4月1日以前		35年
昭和13年4月1日以前		36年
昭和14年4月1日以前		37年
昭和15年4月1日以前		38年
昭和16年4月1日以降		39年

老齢基礎年金

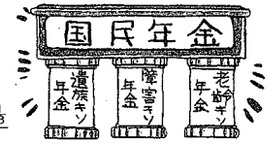

■老齢基礎年金の計算式

$$725{,}300\text{円} \times \frac{(\text{保険料納付月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

基礎年金は三種類

基礎年金は、老齢基礎年金と障害基礎年金、遺族基礎年金の三種類です。厚生年金や共済年金は、基礎年金に上乗せして支給されますので、国民年金は、公的年金制度の土台といえます。

老齢基礎年金は、原則として、次の受給資格期間の合計が二十五年以上ある人が六十五歳に達すると受けられます。

- 国民年金保険料を納めた期間
- 国民年金の免除を受けた期間
- 厚生年金や共済組合の加入期間（昭和三十六年四月一日以後）
- 昭和六十一年四月一日からの第三号被保険者期間
- 任意加入できる人が、しなかった期間（カラ期間）

□給付される年金額

上の年金額は、加入可能年数の期間、保険料の滞納がない場合の年金額です。滞納期間があるとそれだけ減額されます。

繰上げ・繰下げ支給

老齢基礎年金の受給資格期間開始年齢は六十五歳ですが、繰上げや繰り下げで受給する事もできます。ただし、左の表の支給率で計算され、繰上げ支給を希望した場合、六十五歳になっても満額にはなりません。

また、開始を遅くして増額年金を受けとることができます。
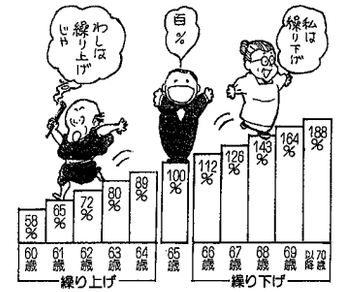
※なお繰上げで受給すると、遺族基礎年金や障害基礎年金が受けられなくなったり、厚生年金加入期間のある人が、老齢厚生年金の特別支給が停止したりします。